

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 7 月29日
【会社名】	株式会社富士通ゼネラル
【英訳名】	FUJITSU GENERAL LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 増田 幸司
【本店の所在の場所】	川崎市高津区末長三丁目 3 番17号
【電話番号】	0 4 4 (8 6 6) 1 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレートコミュニケーション室長 加納 俊男
【最寄りの連絡場所】	川崎市高津区末長三丁目 3 番17号
【電話番号】	0 4 4 (8 6 1) 7 6 2 7
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレートコミュニケーション室長 加納 俊男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2025年7月29日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年7月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

本株式併合の割合

当社株式11,530,250株を1株に併合いたします。

本株式併合の効力発生日

2025年8月21日

効力発生日における発行可能株式総数

36株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は36株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は9株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株としている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）、および第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、かかる変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者である株式会社パロマ・リームホールディングスおよび富士通株式会社のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定および株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（定時株主総会の基準日）および第17条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	可決要件	決議割合 （賛成割合）
第1号議案	997,360個	6,081個	112個	（注）	可決（99.38％）
第2号議案	997,418個	6,084個	118個	（注）	可決（99.38％）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上